

## 固定資産税関係書類への番号記載のお願いと窓口等における本人確認措置について

番号法の施行に伴い申告書等を提出する場合、所定の欄に個人番号を記載していただくことになりました。また、ご提出の際は番号法の定める本人確認を行いますので、以下の確認資料のご用意をお願いいたします。

1. 本人が個人番号を記載した申告書等を提出する場合、以下の確認を行います。

(郵送による場合は写しを同封して下さい)

- ① 番号確認 … 正しい番号であることの確認
- ② 本人確認 … 番号の正しい持ち主であることの確認

① 番号確認資料	② 本人確認
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードの裏面</li> <li>・個人番号が記載された住民票の写し 等</li> <li>・通知カード（氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しているもの）</li> </ul>	<p><b>【顔写真付本人確認書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードの表面</li> <li>・運転免許証 ・パスポート</li> <li>・在留カード ・特別永住者証明書 等</li> </ul> <p><b>【顔写真がない本人確認書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険の資格確認書 ・年金手帳 等</li> <li>その他官公庁が発行した本人確認書類</li> </ul>

2. 代理人が本人の個人番号を記載した申告書等を提出する場合、以下の確認を行います。

(郵送による場合は写しを同封して下さい)

- ① 本人の番号確認 … 提供された本人の個人番号が正しい番号であることの確認
- ② 代理人の本人確認 … 申告書等を提出された方の本人確認
- ③ 代理権確認 … 代理権を有することの確認

① 本人の番号確認資料	② 代理人の本人確認資料	③ 代理権確認資料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードの両面</li> <li>・個人番号が記載された住民票の写し 等</li> <li>・通知カード（氏名、住所が住民票の記載事項と一致しているもの）</li> </ul>	<p><b>【顔写真付本人確認書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人のマイナンバーカードの表面</li> <li>・運転免許証 ・パスポート</li> <li>・在留カード ・特別永住者証明書 等</li> </ul> <p><b>【顔写真がない本人確認書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険の資格確認書 ・年金手帳 等</li> <li>その他官公庁が発行した本人確認書類</li> </ul> <p><b>【代理人が法人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書および当該法人との関係を証する書類等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状【原本】※ (任意代理人の場合)</li> <li>・戸籍謄本 (未成年者の親権者の場合)</li> <li>・税務代理権限証書 (代理人が税理士又は税理士法人の場合)</li> </ul> <p>※委任状のみ原本をご提出下さい</p>

(問い合わせ先)

税務部 資産税課 賦課管理係

電話番号 047-436-2222